

## 資料作成時の注意

○事業所単位で令和7年4月から令和8年3月までのサービス利用実績により算出してください。

注)・訪問介護と第1号訪問事業を別々に計算します。

- ・介護老人福祉施設で、指定更新によりユニット型とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）で別々に指定を受けた場合は、別々に計算します。

### ●●各様式について●●

【様式第1、2、8、9、13号、収支予算書、収支決算書について】  
申請する法人で1部ずつ提出してください。

【様式第3、4、10、11号について】  
事業所単位で1部ずつ、○印が付いている様式を提出してください。

様式10号及び11号については、生活保護受給者の個室居住費軽減額専用の様式があります。

1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載して下さい。

様式 サービス種類	様式第3号 その1の1(介護)	様式第3号 その1の2(予防)	様式第3号 その2(特養)	様式第3号 その3(総合事業)	様式第4号(介護)	様式第4号(予防)	様式第4号(総合事業)	様式第10号	様式第11号
訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	○				○			○	
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				○			○	
介護予防短期入所生活介護		○				○		○	
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護		○				○		○	
特別養護老人ホーム			○		○				○
総合事業(第1号訪問事業、第1号通所事業)				○			○	○	